

平成 27 年 6 月 25 日

北海道議会議長 殿

飲酒運転根絶条例についての議員検討会

会長 柿木 克弘 殿

北海道交通事故被害者の会

代表 前田 敏章

### 飲酒運転のない北海道を実現するための条例制定についての要望書

被害者団体として「こんな悲しみや苦しみは私たちが終わりにして欲しい」という切なる思いで活動をしている私たちは、2002 年以来毎年国と道に提出してきた要望書の中で、飲酒運転等の厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査の制度化、飲酒の違反者にはインターロック（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化することなど未然防止対策を求めてきました。

しかし、昨年 7 月小樽市銭函で 3 人死亡 1 人重傷という大事件が起き、その後も、道民の願いも空しく飲酒運転による交通死傷事件は止まず、昨年は被害死者数 19 人の全国ワーストとなり、ついに本年 6 月 6 日には砂川市の国道で一家 4 人が死亡 1 人重体という惨事が起きてしまいました。

私たちは、北大の学生などで作るアルコール問題対策委員会が提起した飲酒運転撲滅道条例制定の署名活動に励まされ、そして、福岡県などやはり悲惨な被害事件を契機に先駆的に進められている条例を中心とする取り組みに学びました。飲酒運転被害を根絶するために、刑罰による個人に対する事後的処罰だけでなく、社会問題として対処し未然防止を徹底するための条例制定を以下要望致します。

#### 〈要望事項〉

飲酒運転のない北海道を実現するために、飲酒運転をしないはもちろん、させない、許さないを、道民一人ひとりと行政・関係機関が一体となって取り組むことのできる、実効ある総合的な飲酒運転根絶条例の制定を要望致します。

条例には、①アルコールに関する正しい知識の普及・浸透、②規範意識・モラルの涵養と浸透、③アルコール問題への治療的介入という 3 つを基本に、北海道の地理的特性や公共交通機関網整備の問題など地域的特性から導かれる課題を踏まえ、下記の内容を盛り込んでいただきたく重ねてお願い申し上げます。

1 飲酒運転の個人に対する厳罰化だけでは、その抑止に限界があります。地域社会全体に、すなわち道民一人ひとりに、飲酒運転をさせない、許さないという意識と行動を根付かせる必要があります。

道民一人ひとり、および全ての事業者に、危険極まりない飲酒運転の未然防止に努める責務があることを明確にし、身近な家族や知人、あるいは従業員などが飲酒運転をするおそれがある場合に、警察官への通報努力などを明記すること。

道民に対する飲酒運転根絶の啓蒙活動の一層の推進も強調し謳うこと。

2 飲酒運転検挙者には、アルコール依存症に関する診察または飲酒行動に関する指導を受けることを義務化し、また再検挙者には、罰則規定を設けてアルコール依存症の受診を促すなど、実効ある未然防止策を盛り込むこと。

3 酒類を提供する飲食店や酒類販売業者、駐車場所有者、タクシー事業者、運転代行業者など、関係する事業者に対して、飲酒運転根絶の啓蒙努力、酒類提供時の未然防止努力、および、来店者や利用者が飲酒運転のおそれがある場合には警察官へ通報することなどの責務を具体的に盛り込むこと。

4 学校教育および社会教育の中で、飲酒運転防止に関する基本知識の習得がその発達段階や対象者の特性に応じて徹底されるように、医療や教育等関係機関が連携してプログラム作成と実施に当たることができるようにすること。その際に、命の大切さを学ぶことを基底に据えること。

5 飲酒事故率全国ワースト2（2014年）の北海道が飲酒運転根絶を率先して進めるために、飲酒運転摘発者にインターロック装置（アルコールを検知すると発進できない装置）の装着義務化、もしくは実験的な導入に基づく効果測定のとりのくみを道独自で行うことを盛り込むこと。

6 条例施行後の見直し、また条例にもとづく諸施策を検討、推進するための協議体には、被害者・遺族の視点を取り入れられるようにその構成員とすること。

以上

北海道交通事故被害者の会  
〒060-0001 札幌市北区北30条西6丁目  
北海道交通安全協会内  
Tel.011-299-9025 Fax. 011-299-9026